

茨城県では、銅や鉄などの特定の金属類を 売買する場合には、身分証明書等での本人 確認を行っています！

- 「茨城県特定金属類取扱業に関する条例」により、金属の買取事業者は、アルミニウム、鉄、銅等の特定の金属製品等を買取る場合には、身分証明書等による本人確認を行う必要があります。
- 買取事業者は、身分証明書等による本人確認をした場合には、その
写し等を作成し、保管する義務があります。

対象となる金属類を売却しようとする方へ

- 金属類の売却の際には、本人確認のため
身分証明書等を必ず提示してください。
- 本人確認ができない場合には、**買取りはできません。**
- 身分証明書等は、**公的に発行されたもののみ有効です。**
- 身分証明書のほか、**職業や法人の事業内容等を確認します。**
- 当日の取引を希望する場合は、顔写真などが確認出来る身分証明書等の提示をお願いいたします。顔写真のない身分証明書等による本人確認では、その場での買取行為は禁止されています。
- 代理人として金属類を売り渡す場合は、
依頼主のほか、代理人の本人確認も同様に行います。



茨城県警察公式

犯罪抑止対策マスコット

「メタ子」

条例の詳細については下記の茨城県警察HPをご覧ください。



茨城県警察

茨城県警察HP
手続・申請
特定金属類取扱業



https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a06_shinsei/metal/procedures.html

